

2021年6月1日

生徒・保護者のみなさんへ

大阪暁光高等学校
事務長 藤並 一朗

高等学校等就学支援金の受給資格認定書類の配布について

2021年4月に申請していただいた「高等学校等就学支援金の受給資格認定申請」の結果が届きましたので別紙の通りご確認下さい。

◆ 様式6が同封されている方

→ 認定されました

➤ 今年度の継続受給についての新たな申請や届け出は不要。

◆ 今後、下記の事情変更が生じた場合は別途手続きが必要です。速やかに事務室まで届け出てください。

・所得の修正申告や税額の更正決定により課税に関する情報等に変更があった場合

・離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合

◆ 様式7が同封されている方

→ 不認定となりました → 7月以降の受給申請についての意向を提出する必要があります

➤ 7月以降の受給資格認定申請を希望する場合も希望しない場合も、申請(届出)が必要です。
(申請書類は6/8ごろ自宅に郵送予定)

◆ 様式6も様式7も同封されていない方(この用紙だけが封筒に入っている方)

→ 4月に申請をしていません → 7月以降の受給申請についての意向を提出する必要があります

➤ 7月以降の受給資格認定申請を希望する場合も希望しない場合も、申請(届出)が必要です。
(意向についての申請書類は6/8ごろ自宅に郵送予定)

→生活保護世帯の方

→ 認定されていますが、様式6の発行が遅れています。整い次第郵送します。

今後の就学支援金の継続受給については別途届け出が必要(申請書類は6/8ごろ自宅に郵送予定)

※ 上記は「国」の高等学校等就学支援金に関する情報です

※ 大阪府在住の方は、府の支援補助金の申請手続きが別途必要です(申請書類は7/1ごろ配布予定)